

「蓼科野菜」ロゴマークの商標の認証について

1 商標登録について

「蓼科地域」で生産される野菜を「蓼科野菜」と銘打ち、統一ロゴマークによりブランドイメージの確立と併せ、一般消費者や観光客向けの誘導アイテムとして強化を図ることを目的として、令和 7 年 2 月 28 日付で商標登録申請を行いました。

今回、令和 7 年 9 月 5 日付で「蓼科野菜(下記 ロゴデザインマーク)」の商標登録査定が認証されましたので、お知らせします。

2 ロゴデザインマーク



図形については蓼科山の形をイメージ
蓼科地域で採れる野菜を色でイメージ

- 糸萱かぼちゃなど
- セルリーなど
- トマトなど
- ブロッコリーなど
- レタスなど
- なす、カラートマトなど

3 商標登録審査認証日

令和 7 年 9 月 5 日(金)

4 「蓼科野菜」ブランド化プロジェクト参加認定事業者

44 事業者(令和 7 年 9 月 5 日 時点)

(問合せ先)

担 当 産業経済部 農林課 農政係 飯島、東城

電 話 0266-72-2101 内線 403

電子メール norin@city.chino.lg.jp